

# 平成19年度指定管理者監査（少年自然の家八ヶ岳荘）結果報告書

## 1 実施年月日

（1）平成19年10月18日（木）

指定管理者（西洋フード・コンパスグループ株式会社）

（2）平成19年10月26日（金）

所管課（生涯学習課）

## 2 実施場所

（1）指定管理者 少年自然の家八ヶ岳荘

（2）所管課 監査委員室

## 3 監査の範囲

（1）指定管理者 平成18年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行  
（施設及び備品の管理状況を含む）

（2）所管課 平成18年度少年自然の家八ヶ岳荘の指定管理者に対する財務  
（施設及び備品の管理状況を含む）

## 4 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 平成 19 年度指定管理者監査(福祉園)結果報告書

### 1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	対象課
平成 19 年 10 月 5 日(金)	指定管理者 社会福祉法人 東京援護協会 所管課 障がい者施設課

### 2 実施場所

監査委員室及び各施設

(高島平福祉園(分場含む)・蓮根福祉園・前野福祉園・小豆沢福祉園)

### 3 監査の範囲

#### (1) 指定管理者

平成 18 年度の施設管理業務に関する出納及びその他の事務の執行  
(施設及び備品の管理状況を含む)

#### (2) 所管課

平成 18 年度の福祉園の指定管理に対する財務事務  
(施設及び備品の管理状況を含む)

### 4 監査の着眼点

【指定管理者】(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

施設管理業務の実施状況

施設の利用状況

事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

関係帳簿の整備・記帳は適正か。

証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

- ( 3 ) 委託業務の履行確認は、清算報告書又は実績報告書により適切に行われているか。
- ( 4 ) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

## 5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、一部指導を行った。指導事項は以下のとおり。

## 6 指導事項

### ( 1 ) 協定書に基づいた履行確認を行うべきもの

板橋区立福祉園（高島平（分場含む）・蓮根・前野・小豆沢）の管理運営は、管理運営事業に関する基本協定書第13条に規定する事業実績報告に基づき、履行の確認を行うこととなっている。（管理運営事業に関する年度協定書第9条）

今回監査を実施したところ、障がい者施設課における履行確認が十分になされていない点があった。

工賃会計に係わる報告書は、月々の報告書に受注実績額はあるが、当該月の実際の収入額を示すものがなく、年度終了後提出の実績報告書には収支内訳の添付がないため、工賃会計の収支を的確に把握しているとは言い難い。

月々の収支と決算の収支内容が明らかとなる報告書を求め、工賃会計について十分な把握に努められたい。

年度終了後提出の事業活動収支計算書において、前年度事業に対する区への返還金を雑費として計上している。

雑費は該当する勘定科目がない場合に、計上すべき科目である。

高額かつ毎年生じる区への返還金は、新たな勘定科目を設けるなどの改善を行い内容を明確にし、経理状況について十分な把握をされたい。

障がい者施設課は、当該施設に関わる経理状況を的確に把握し、事業の実施状況の履行確認を適正に行われたい。

（障がい者施設課）

# 平成 19 年度指定管理者監査(特別養護老人ホーム)結果報告書

## 1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	対 象 課
平成 19 年 12 月 21 日(金)	指定管理者 (みどりの苑) 社会福祉法人 至誠学舎東京 (いずみの苑) 社会福祉法人 東京援護協会 所管課 生きがい推進課

## 2 実施場所

監査委員室及び各施設

(特別養護老人ホームみどりの苑・特別養護老人ホームいずみの苑)

## 3 監査の範囲

### (1) 指定管理者

平成 18 年度の施設管理業務に関する出納及びその他の事務の執行  
(施設及び備品の管理状況を含む)

### (2) 所管課

平成 18 年度の特別養護老人ホームの指定管理者に関する財務事務  
(施設及び備品の管理状況を含む)

## 4 監査の着眼点

### 【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

施設管理業務の実施状況

施設の利用状況

事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

関係帳簿の整備・記帳は適正か。

証拠書類の整備・保存は適正か。

### 【所管課】

(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 委託業務の履行確認は、実績報告書により適切に行われているか。

(4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

## 5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 平成 19 年度指定管理者監査(弥生荘)結果報告書

### 1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 20 年 1 月 21 日 (月)	<b>【指定管理者】</b> 社会福祉法人 東京都福祉事業協会 <b>【所管課】</b> 児童課

### 2 実施場所

監査委員室及び弥生荘

### 3 監査の範囲

#### 【指定管理者】

平成 18 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行  
(施設及び備品の管理状況を含む)

#### 【所管課】

平成 18 年度弥生荘の指定管理者に関する財務事務  
(施設及び備品の管理状況を含む)

### 4 監査の着眼点

#### 【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

- ① 間係帳簿の整備・記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

#### 【所管課】

(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 委託業務の履行確認は、清算報告書又は実績報告書により適切に行われているか。

(4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

### 5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

# 平成 19 年度指定管理者監査(リサイクルプラザ)結果報告書

## 1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 20 年 1 月 31 日(木)	<b>【指定管理者】</b> アクティオ株式会社 <b>【所管課】</b> 清掃リサイクル課

## 2 実施場所

リサイクルプラザ

## 3 監査の範囲

### (1) 指定管理者

平成 18 年度の施設管理業務に関する出納及びその他の事務の執行  
(施設及び備品の管理状況を含む)

### (2) 所管課

平成 18 年度のリサイクルプラザの指定管理者に関する財務事務  
(施設及び備品の管理状況を含む)

## 4 監査の着眼点

### 【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

### 【所管課】

(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 委託業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。

(4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

## 5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、一部指導を行った。指導事項は以下のとおり。

## 6 指導事項

(1) 協定書に基づいた履行確認を行うべきもの

板橋区立リサイクルプラザの管理運営は、基本協定書第15条に規定する事業報告書により、履行の確認を行うこととなっている。(年度協定書第6条)

また指定管理者は、基本協定書第19条に規定する事業計画書により管理業務を行うこととし、事業計画の内容変更については区の承認を得ることとなっている。

今回監査を実施したところ、以下の問題点があった。

① 収支報告書のうち人件費については、関係帳簿類の開示がなかったため確認ができなかった。

また、従事職員の氏名や勤怠状況についても、出勤簿等の開示がなかったため確認できなかった。

② 事業計画の変更は、その都度、区の担当者が口頭で承認を行ってきたが、その内容は事業の未実施または縮小されたものであり、自主事業費の決算額が当初計画額より大幅に下回る結果であった。

これでは、民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上を図ることを目的とした指定管理者制度の導入効果が発揮されているとは言い難い状況である。

以上の点を踏まえ、清掃リサイクル課は下記の点について改善を図られたい。

① 指定管理者に対して、人件費の内訳について帳簿等により充分把握し、管理業務にかかる経理状況を明確にするとともに、従事職員の勤務状況等についても出勤簿等により確認し、必要な指示を行うこと。

また事業年度終了時には、事業報告書の内容を精査し、確認すること。

② 指定管理者制度の導入目的を十分に認識し、事業の充実を図るよう指導を行うとともに、事業計画の変更を承認する際は内容を充分精査し、サービスの低下とならないように留意して承認すること。

区の施設として有効利用を図り、指定管理者制度を導入したことの利点が生じるよう強く指導すること。

(清掃リサイクル課)